

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 133 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案) (以下、改正案) について

平成 29 年 6 月 6 日公表の改正案は、従来の「税効果会計に係る会計基準」および「税効果会計に係る会計基準注解」のうち開示に関する事項を改正することを目的としています。以下では、「表示」および「注記事項」に分けてご説明します。

1. 「表示」について

繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、

繰延税金負債は固定負債の区分に表示することになりました

(税効果会計基準の「第三 繰延税金資産及び繰延税金負債の表示方法」 1. の改正)。

その理由として改正案では、国際的な会計基準との整合性、財務諸表作成者の負担軽減等、を挙げています。

2. 「注記」について

発生原因別の注記として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、

当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、

これまで発生原因別の注記に記載されていた評価性引当額の合計額について、

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等の合計に係る

評価性引当額に区分して記載することとなりました

(税効果会計に係る会計基準注解(注8)の改正)。

その理由は、財務諸表利用者が税負担率の予測の観点、

繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価の観点から

分析を行う上で、現状において不足している情報を提供することにあります。

(1) 税負担率の予測の観点

従来の発生原因別の注記では評価性引当額の合計額のみが記載されているため、

財務諸表利用者が税負担率の予測の観点から分析を行う場合、

評価性引当額の増減の内容の理解が困難でした。

特に、税負担率の実績と予測が乖離する原因として税務上の繰越欠損金に

関連することが挙げられることが多いため、当該税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は有用な情報となると考えられます。

また、改正案は、繰越期限別に、

- 1) 税務上の繰越欠損金の額に法人税等の税率を乗じた額、
 - 2) 当該税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額及び
 - 3) 当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額、
- についての注記を求め（税効果会計に係る会計基準注解（注9）の改正）、定性的な情報として、評価性引当額の合計額に重要な変動が生じている場合、当該変動の主な内容についての記載も求めています（税効果会計に係る会計基準注解（注8）の改正）。

（2）繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価の観点

従来の発生原因別の注記には、どの一時差異等に対する評価性引当額が計上されているのかが記載されていないため、財務諸表利用者が繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価を行うことが困難となっていました。税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、他の将来減算一時差異等に係る繰延税金資産よりも一般的に回収可能性に関する不確実性が高いとされているため、当該税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は、比較的、回収可能性に関する不確実性が高い繰延税金資産の額を理解する上で有用な情報となると考えられます。さらに、定性的な情報として、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由の記載も追加されました（税効果会計に係る会計基準注解（注9）の改正）。

3. 適用時期

平成30年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの適用が予定されています。

ただし、公表日以後最初に終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができるとされています。